

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年12月25日（火）第2867号



発行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町1番1号

編集 総務部学事法制課

定例発行日（毎週火、金）

定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 条 例

- 鹿児島県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 2
- 鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（※）  
（人事課取扱い） 4
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 4
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）（財政課取扱い） 7
- 鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例（※）（税務課取扱い） 20
- 看護職員等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（※）（保健医療福祉課取扱い） 21
- 病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（※）  
（保健医療福祉課取扱い） 21
- 鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（※）（社会福祉課取扱い） 27
- 鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（※）  
（子ども福祉課取扱い） 36
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（※）（生活衛生課取扱い） 41
- 県道の構造の技術的基準等を定める条例（※）（道路建設課取扱い） 42
- 県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（※）（道路維持課取扱い） 59
- 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例（※）  
（道路維持課取扱い） 62
- 鹿児島県都市公園条例の一部を改正する条例（※）（都市計画課取扱い） 72
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例（※）  
（都市計画課取扱い） 80
- 鹿児島県営住宅条例の一部を改正する条例（※）（建築課取扱い） 80
- 鹿児島県防災会議条例及び鹿児島県災害対策本部条例の一部を改正する条例（※）  
（危機管理防災課取扱い） 83
- 鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（※）  
（教職員課取扱い） 84
- 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する

---

**条 例**

---

鹿児島県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第51号**

鹿児島県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県職員退職手当支給条例の一部改正）

第1条 鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第24項中「20年以上」，「（附則第19項第1号の規定に該当する退職をした場合にあつては，25年未満）」及び「及び傷病又は死亡によらず，その者の都合により退職した者（第11条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り，「100分の104」を「100分の87」に改め，同項に後段として次のように加える。

この場合において，第6条の5第1項中「前条」とあるのは，「前条並びに附則第24項」とする。

附則第25項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え，「（傷病又は死亡によらず，その者の都合により退職した者を除く。）」を削り，「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分，新条例第4条，第5条若しくは附則第19項又は鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和33年鹿児島県条例第37号。この項において「条例第37号」という。）附則第2項」を「第3条から第5条まで又は附則第19項」に改め，「20年以上」，「（新条例附則第19項又は条例第37号附則第2項の規定に該当する退職をした者にあつては，25年未満）」及び「，新条例第3条から第5条の3まで及び条例第53号附則第3項の規定にかかわらず」を削り，「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第6項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に改め，「36年」の次に「以上42年以下」を加え，「，新条例第3条第1項及び第5条の2並びに条例第53号附則第3項の規定にかかわらず」を削り，「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定

により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第7項中「，新条例第5条から第5条の3まで及び条例第53号附則第3項の規定にかかわらず」を削る。

（鹿児島県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年鹿児島県条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「44年」を「42年」に，「新条例第3条第1項」を「鹿児島県職員退職手当支給条例第3条第1項」に，「新条例第5条」を「同条例第5条」に，「新条例附則第24項」を「同条例附則第24項」に改める。

（鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額（以下この項において「施行日前日退職手当額」という。）が，新条例第2条の3」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって，傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては，その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし，かつ，その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第24項の規定の例により計算して得られる額。以下この項において「施行日前日退職手当額」という。）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては，104分の87）を乗じて得た額が，鹿児島県職員退職手当支給条例第2条の3」に改め，「附則第8条の規定による改正後の」及び「附則第10条の規定による改正後の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の鹿児島県職員退職手当支給条例（以下この項において「新条例」という。）附則第24項（新条例附則第26項及び第3条の規定による改正後の鹿児島県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。）及び第25項の規定の適用については，新条例附則第24項中「100分の87」とあるのは，平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と，同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

3 第2条の規定による改正後の鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第5項（同条例附則第7項においてその例による場合を含む。）及び第6項の規定の適用については，同条例附則第5項中「100分の87」とあるのは，平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と，同年4月1日から平成27年3月31日までの間

においては「100分の92」とする。

- 4 第4条の規定による改正後の鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

.....

鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第52号**

鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第7号）  
の一部を次のように改正する。

附則第7項中「額）」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）から、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては差額相当額の2分の1に相当する額（その額が3,000円を超える場合にあっては、3,000円）を、同年4月1日以後にあっては平成25年4月1日から給料の支給日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加えた数に3,000円を乗じて得た額を減じた額（零を上回るものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第53号**

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の表3の項中「中種子町」の次に「，南種子町」を加える。

別表保健福祉部の表11の2の項及び11の3の項中「出水市」を「阿久根市，出水市，曾於市」に、「及び中種子町」を「，長島町，中種子町及び南種子町」に改め、同表14の項中「道路及び公園等」を「公共的施設」に改め、同項第1号中「又は適合証の交付」を「及び適合証の交

付（特定公共的施設に係るものに限る。）」に改め、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第19条の規定による適合証の交付の請求の受理及び適合証の交付（前号に掲げる事務を除く。）

別表保健福祉部の表14の項中「鹿児島市、枕崎市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、曾於市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市」を「各市」に、「中種子町、大和村及び龍郷町（建築物及び公共交通機関の施設のうち）」を「南大隅町、中種子町、南種子町、大和村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、和泊町及び知名町（）」に、「ものに係る」を「公共的施設に係る」に、「、鹿児島市に限る」を「鹿児島市に限り、第2号に掲げる事務にあつては鹿屋市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、曾於市、霧島市、志布志市、南大隅町、南種子町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、和泊町及び知名町を除く」に改め、同表20の項第10号中「専用水道」の次に「又は簡易専用水道」を加え、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、「各市町村（第9号、第11号及び第13号に掲げる事務にあつては、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、曾於市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市及び」及び「に限る。）」を削り、同表23の2の項及び23の3の項を削る。

別表商工労働水産部の表1の2の項中「中種子町」の次に「及び喜界町」を加え、同表3の項中「中種子町」の次に「、南種子町」を加え、同表6の項中「鹿屋市」の次に「、枕崎市」を、「垂水市」の次に「、曾於市」を、「大崎町」の次に「、東串良町」を、「宇検村」の次に「、瀬戸内町、喜界町」を加える。

別表農政部の表1の項中「伊佐市」の次に「、始良市」を、「大崎町」の次に「、錦江町」を加え、同表3の項中「枕崎市」の次に「、阿久根市」を、「志布志市」の次に「、南九州市」を、「中種子町」の次に「、南種子町」を、「龍郷町」の次に「、喜界町」を加える。

別表土木部の表1の項中「さつま町」の次に「、湧水町」を加え、同表1の2の項中「南九州市」を「曾於市、南九州市」に、「及び大崎町」を「、大崎町、南種子町、大和村及び宇検村」に改め、同表1の2の2の項中「（昭和39年法律第167号）」を削り、「第100条」を「第100条第1項」に、「霧島市」を「曾於市、霧島市」に、「伊佐市」を「志布志市、南九州市、伊佐市」に、「及びさつま町」を「、さつま町及び中種子町」に改め、同項を同表1の2の3の項とし、同表1の2の項の次に次のように加える。

<p>1の2の2 国有財産法（昭和23年法律第73号。以下この項において「法」という。）及び国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに関するものに限る。）</p> <p>(1) 法第31条の2第1項の規定による調査又は測量のための土地へ</p>	<p>鹿屋市、枕崎市、出水市、薩摩川内市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、</p>
--	---

の立入り	伊佐市，始良市，
(2) 法第31条の2第2項の規定による土地への立入りに係る通知又は公告	さつま町及び中種子町
(3) 法第31条の2第5項の規定による損失の補償	
(4) 法第31条の3第1項の規定による境界確定の協議の要求	
(5) 法第31条の3第3項の規定による書面による境界の明示	
(6) 法第31条の4第1項の規定による調査の実施	
(7) 法第31条の4第2項の規定による境界の決定	
(8) 法第31条の4第3項の規定による地方審議会への諮問	
(9) 法第31条の4第5項の規定による境界の決定に係る通知及び公告	
(10) 法第31条の5第1項の規定による境界に同意しない旨の通告の受理	
(11) 法第31条の5第3項の規定による境界が確定した旨の通知及び公告	
(12) 省令第1条の3の規定による境界標の設定	
(13) 省令第1条の5の規定による境界決定書の作成	

別表土木部の表4の項中「さつま町」の次に「，湧水町」を，「中種子町」の次に「，南種子町」を，「龍郷町」の次に「，喜界町」を加え，同表5の2の項中「薩摩川内市」を「鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，奄美市，南九州市，伊佐市及び始良市」に改め，同表5の3の項中「中種子町，大和村及び龍郷町」を「南大隅町，中種子町，南種子町，大和村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，和泊町及び知名町」に改め，同表5の4の項及び5の5の項中「いちき串木野市」を「日置市，いちき串木野市，南九州市」に，「宇検村」を「宇検村，喜界町」に改め，同表10の項中「枕崎市」の次に「，出水市，指宿市，薩摩川内市」を加える。

#### 附 則

- この条例は，平成25年4月1日から施行する。ただし，別表保健福祉部の表23の2の項及び23の3の項を削る改正規定は，公布の日から施行する。
- この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令，条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で，同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し，及び執行することとなる事務に係るものは，同日以後における法令等の適用については，当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第54号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 土木部の表14の3の項の次に次のように加える。

<p>14の4 都 市の低炭 素化の促 進に関す る法律 （平成24 年法律第 84号。以 下この項 において 「法」と いう。） の施行に</p>	<p>(1) 法第10条第4項 （法第11条第2項 において準用する 場合を含む。）の 規定に基づく通知 に対する審査</p>	<p>集約都市 開発事業 計画通知 審査手 数料</p>	<p>集約都市開発事業計画の認定申請に係る 特定建築物の床面積の区分に応じ、2の 項の(1)のアからケまでに掲げる金額（当 該建築物が、同項の(1)のコに掲げる建築 物に該当する場合にあっては同項の(1)の アからケまでに掲げる金額に、同項の(1) のコに掲げる金額に1.05を乗じて得た額 （その額に1,000円未満の端数があるとき は、これを切り捨てた額）を加えた金額、 同項の(1)のサ又はシに掲げる建築物 に該当する場合にあっては同項の(1)のア からケまでに掲げる金額に同項の(1)のサ 又はシに掲げる金額を加えた金額)</p>
<p>関する事 務</p>	<p>(2) 法第53条第1項 の規定に基づく低 炭素建築物新築等 計画の認定の申請 に対する審査</p>	<p>低炭素建 築物新築 等計画認 定申請手 数料</p>	<p>ア 法第54条第1項各号に掲げる基準に 適合することを証する書類として知事 が認めるものを添付する場合 次に掲 げる認定申請に係る建築物の区分に応 じ、それぞれ当該区分に掲げる金額 （以下この項の(2)のアにおいて「基本 額」という。）。ただし、当該認定申 請に併せて法第54条第2項の規定によ り建築基準関係規定に適合するかどうか の審査を受けるよう申し出る場合に あっては、基本額に、当該建築物の床 面積の区分に応じ、2の項の(1)のアか らケまでに掲げる金額（当該建築物が、 同項の(1)のコに掲げる建築物に該当す る場合にあっては同項の(1)のアからケ</p>

までに掲げる金額に、同項の(1)のロに掲げる金額に1.05を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた金額、同項の(1)のサ又はシに掲げる建築物に該当する場合にあっては同項の(1)のアからケまでに掲げる金額に同項の(1)のサ又はシに掲げる金額を加えた金額）と同一の金額（以下この項の(2)及び(3)において「加算額」という。）をそれぞれ加えた金額

(7) 人の居住の用以外の用に供する部分を有しない住宅（以下この項において「一戸建ての住宅」という。）

6,000円

(4) 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。）及び住宅の用に供する建築物と住宅以外の用に供する建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）との複合建築物（以下この項において「複合建築物」という。）の住戸次に掲げる認定申請に係る住戸の数の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額を当該認定申請に係る住戸の数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

a 住戸の数が1戸のもの 6,000円

b 住戸の数が1戸を超え5戸以下のもの 13,000円

c 住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの 20,000円

d 住戸の数が10戸を超え25戸以下



			<p>のもの 33,000円</p> <p>e 住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの 52,000円</p> <p>f 住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの 93,000円</p> <p>g 住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの 145,000円</p> <p>h 住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの 179,000円</p> <p>i 住戸の数が300戸を超えるもの 190,000円</p> <p>(ウ) 共同住宅等の住棟全体（当該認定申請に併せて住戸の認定を申請する場合を含む。）次に掲げる認定申請に係る共同住宅等の共用部分（建築物の住宅部分（建築物の人の居住の用に供する部分をいう。以下この項において同じ。）との共用に供する部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該共同住宅等の住戸の数の区分に応じ、この項の(2)のアの(i)に掲げる金額を加えた金額</p> <p>a 床面積が300平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000円</p> <p>c 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 84,000円</p> <p>d 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 133,000円</p> <p>e 床面積が10,000平方メートルを</p>
--	--	--	---

			<p>超え25,000平方メートル以内のもの の 167,000円</p> <p>f 床面積が25,000平方メートルを 超えるもの 209,000円</p> <p>(㉔) 非住宅建築物 次に掲げる認定申 請に係る一の非住宅建築物の床面積 の区分に応じ、それぞれ当該区分に 掲げる金額</p> <p>a 床面積が300平方メートル以内 のもの 10,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートルを超 え2,000平方メートル以内のもの 29,000円</p> <p>c 床面積が2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル以内のも の 84,000円</p> <p>d 床面積が5,000平方メートルを 超え10,000平方メートル以内のも の 133,000円</p> <p>e 床面積が10,000平方メートルを 超え25,000平方メートル以内のも の 167,000円</p> <p>f 床面積が25,000平方メートルを 超えるもの 209,000円</p> <p>(㉕) 複合建築物の全体（当該認定申請 に併せて住戸の認定を申請する場合 を含む。） 認定申請に係る一の複 合建築物の共用部分の床面積の区分 に応じ、この項の(2)のアの(㉔)に掲げ る金額に、当該複合建築物の住戸の 数の区分に応じ、この項の(2)のアの (㉔)に掲げる金額及び当該複合建築物 の住宅部分及び共用部分以外の部分 （以下この項において「非住宅部分」 という。）の床面積の区分に応じ、 この項の(2)のアの(㉔)に掲げる金額を</p>
--	--	--	--

			それぞれ加えた金額
			イ その他の場合 次に掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項の(2)のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額
			(㉞) 一戸建ての住宅 38,000円
			(イ) 共同住宅等及び複合建築物の住戸 次に掲げる認定申請に係る住戸の数の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額を当該認定申請に係る住戸の数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
			a 住戸の数が1戸のもの 38,000円
			b 住戸の数が1戸を超え5戸以下のもの 78,000円
			c 住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの 107,000円
			d 住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの 147,000円
			e 住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの 209,000円
			f 住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの 297,000円
			g 住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの 399,000円
			h 住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの 522,000円
			i 住戸の数が300戸を超えるもの

612,000円

(ウ) 共同住宅等の住棟全体（当該認定申請に併せて住戸の認定を申請する場合を含む。）次に掲げる認定申請に係る共同住宅等の共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該共同住宅等の住戸の数の区分に応じ、この項の(2)のイの(イ)に掲げる金額を加えた金額

a 床面積が300平方メートル以内のもの 117,000円

b 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 190,000円

c 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 293,000円

d 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 376,000円

e 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 448,000円

f 床面積が25,000平方メートルを超えるもの 521,000円

(エ) 非住宅建築物 次に掲げる認定申請に係る一の非住宅建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額

a 床面積が300平方メートル以内のもの 253,000円（法第54条第1項第1号の規定に基づき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に基づく外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関

			<p>する基準が適用されない非住宅建築物（以下この項において「外皮性能の基準が適用されないもの」という。）にあつては、117,000円)</p> <p>b 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 401,000円（外皮性能の基準が適用されないものにあつては、190,000円)</p> <p>c 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 569,000円（外皮性能の基準が適用されないものにあつては、293,000円)</p> <p>d 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 697,000円（外皮性能の基準が適用されないものにあつては、376,000円)</p> <p>e 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 820,000円（外皮性能の基準が適用されないものにあつては、448,000円)</p> <p>f 床面積が25,000平方メートルを超えるもの 936,000円（外皮性能の基準が適用されないものにあつては、521,000円)</p> <p>(オ) 複合建築物の全体（当該認定申請に併せて住戸の認定を申請する場合を含む。） 認定申請に係る一の複合建築物の共用部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のイの(ウ)に掲げる金額に、当該複合建築物の住戸の数の区分に応じ、この項の(2)のイの</p>
--	--	--	---

		(イ)に掲げる金額及び当該複合建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のイの(イ)に掲げる金額をそれぞれ加えた金額
(3) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合 次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項の(3)のアにおいて「基本額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>(ウ) 一戸建ての住宅 3,000円</p> <p>(イ) 共同住宅等及び複合建築物の住戸 次に掲げる変更認定申請に係る住戸の数の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額を当該変更認定申請に係る住戸の数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p> <p>a 住戸の数が1戸のもの 3,000円</p> <p>b 住戸の数が1戸を超え5戸以下のもの 6,000円</p> <p>c 住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの 10,000円</p> <p>d 住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの 16,000円</p> <p>e 住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの 26,000円</p>

- f 住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの 46,000円
- g 住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの 72,000円
- h 住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの 89,000円
- i 住戸の数が300戸を超えるもの 95,000円

(ウ) 共同住宅等の住棟全体（当該変更認定申請に併せて住戸の変更認定を申請する場合を含む。）次に掲げる変更認定申請に係る共同住宅等についての変更の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額を合計した金額

- a 住宅部分の変更 当該共同住宅等の住戸の数の区分に応じ、この項の(3)のアの(i)に掲げる金額
- b 共用部分の変更 次に掲げる共用部分の変更認定申請に係る床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額
  - (a) 床面積が300平方メートル以内のもの 5,000円
  - (b) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 14,000円
  - (c) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 42,000円
  - (d) 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 66,000円
  - (e) 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 83,000円

			<p>(f) 床面積が25,000平方メートルを超えるもの 104,000円</p> <p>(㉔) 非住宅建築物 次に掲げる一の非住宅建築物の変更認定申請に係る床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>a 床面積が300平方メートル以内のもの 5,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>c 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 42,000円</p> <p>d 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 66,000円</p> <p>e 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 83,000円</p> <p>f 床面積が25,000平方メートルを超えるもの 104,000円</p> <p>(㉕) 複合建築物の全体（当該変更認定申請に併せて住戸の変更認定を申請する場合を含む。） 次に掲げる変更認定申請に係る一の複合建築物についての変更の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額を合計した金額</p> <p>a 住宅部分の変更 当該複合建築物の住戸の数の区分に応じ、この項の(3)のアの(ㄷ)に掲げる金額</p> <p>b 共用部分の変更 当該共用部分の変更認定申請に係る床面積の区分に応じ、この項の(3)のアの(㉔)のbに掲げる金額</p>
--	--	--	---



			<p>c 非住宅部分の変更 当該非住宅部分の変更認定申請に係る床面積の区分に応じ、この項の(3)のアの(㉔)に掲げる金額</p> <p>イ その他の場合 次に掲げる変更認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項の(3)のイにおいて「基本額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>㉕ 一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>㉖ 共同住宅等及び複合建築物の住戸</p> <p>次に掲げる変更認定申請に係る住戸の数の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額を当該変更認定申請に係る住戸の数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p> <p>a 住戸の数が1戸のもの 19,000円</p> <p>b 住戸の数が1戸を超え5戸以下のもの 39,000円</p> <p>c 住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの 53,000円</p> <p>d 住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの 73,000円</p> <p>e 住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの 104,000円</p> <p>f 住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの 148,000円</p> <p>g 住戸の数が100戸を超え200戸以</p>
--	--	--	--

			<p>下のもの 199,000円</p> <p>h 住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの 261,000円</p> <p>i 住戸の数が300戸を超えるもの 306,000円</p> <p>(ウ) 共同住宅等の住棟全体（当該変更認定申請に併せて住戸の変更認定を申請する場合を含む。）次に掲げる変更認定申請に係る共同住宅等についての変更の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額を合計した金額</p> <p>a 住宅部分の変更 当該共同住宅等の住戸の数の区分に応じ、この項の(3)のイの(i)に掲げる金額</p> <p>b 共用部分の変更 次に掲げる共用部分の変更認定申請に係る床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>(a) 床面積が300平方メートル以内のもの 58,000円</p> <p>(b) 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 95,000円</p> <p>(c) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 146,000円</p> <p>(d) 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 188,000円</p> <p>(e) 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 224,000円</p> <p>(f) 床面積が25,000平方メートルを超えるもの 260,000円</p> <p>(エ) 非住宅建築物の場合 次に掲げる</p>
--	--	--	---

一の非住宅建築物の変更認定申請に係る床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額

a 床面積が300平方メートル以内のもの 126,000円（外皮性能の基準が適用されないものにあつては、58,000円）

b 床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 200,000円（外皮性能の基準が適用されないものにあつては、95,000円）

c 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 284,000円（外皮性能の基準が適用されないものにあつては、146,000円）

d 床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 348,000円（外皮性能の基準が適用されないものにあつては、188,000円）

e 床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 410,000円（外皮性能の基準が適用されないものにあつては、224,000円）

f 床面積が25,000平方メートルを超えるもの 468,000円（外皮性能の基準が適用されないものにあつては、260,000円）

(オ) 複合建築物の全体（当該変更認定申請に併せて住戸の変更認定を申請する場合を含む。） 次に掲げる変更認定申請に係る一の複合建築物についての変更の区分に応じ、それぞれ

			れ当該区分に掲げる金額を合計した金額 a 住宅部分の変更 当該複合建築物の住戸の数の区分に応じ、この項の(3)のイの(イ)に掲げる金額 b 共用部分の変更 当該共用部分の変更認定申請に係る床面積の区分に応じ、この項の(3)のイの(ウ)のbに掲げる金額 c 非住宅部分の変更 当該非住宅部分の変更認定申請に係る床面積の区分に応じ、この項の(3)のイの(エ)に掲げる金額
--	--	--	--

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の鹿児島県手数料徴収条例別表第1 土木部の表14の4の項の規定は、この条例の施行の日以後になされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第10条第4項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査、法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査又は法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料について適用する。

.....

鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第55号

鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例

鹿児島県核燃料税条例（平成20年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「により」の次に「原子力規制委員会及び」を加える。

附則に次の1条を加える。

（調整規定）

第4条 原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第17条の規定の施行の日が平成25年6月1日前である場合における同条の規定の施行の日以後における第4条第2項第1号の規定の適用については、同号中「電気事業法（昭和39年法律第170号）第54条第1項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の15第1項の規定により原

子力規制委員会」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

看護職員等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第56号**

看護職員等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

看護職員等修学資金貸与条例（昭和37年鹿児島県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同号ウ中「第7条第1項」を「第42条第2号」に、「児童福祉施設のうち重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、同号エ中「第27条第2項」を「第6条の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の看護職員等修学資金貸与条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

.....

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第57号**

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項及び第5項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、病院の開設等の許可の申請があった場合等における既存の病床数等の算定に係る基準、専属薬剤師の設置の基準並びに病院及び診療所の人員及び施設の基準について定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（既存の病床数等の算定に係る補正の基準）

第3条 法第7条の2第4項に規定する既存の病床数及び申請に係る病床数の算定に係る補正の基準は、次のとおりとする。

- (1) 次のアからオまでに掲げる病院又は診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床数（法第7条の2第4項の既存病床数をいう。以下同じ。）又は申請（同条第1項又は第2項の規定による申請をいう。以下同じ。）に係る病床数に、当該病床の利用者のうち次のアからオまでに掲げる病院又は診療所の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに

定める者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が0.05以下である場合は、零）を乗じて得た数を既存の病床数又は申請に係る病床数として算定すること。

ア 国の開設する病院又は診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの 当該省庁の職員及びその家族以外の者

イ 独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院又は診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの 当該業務上の災害を被った労働者以外の者

ウ 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所 当該事務所又は事業所の従業員及びその家族以外の者

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院 入院患者以外の者

オ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院又は診療所 入院患者以外の者

(2) 放射線治療病室（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の12に規定する放射線治療病室をいう。）の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療の終了後に入院するために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているもの（以下「他の病床が確保されている放射線治療病室等の病床」という。）については、既存の病床数及び申請に係る病床数に算定しないこと。

(3) 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定すること。

(4) ハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床数に算定しないこと。

(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第2条第5項に規定する指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数に算定しないこと。

2 既存の病床数の補正において、前項第1号の当該病床の利用者の数及び同号アからオまでに定める者の数並びに他の病床が確保されている放射線治療病室等の病床の数は、申請があった日前の直近の9月30日における数とする。この場合において、同日において病院又は診療所の業務が行われていなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数とする。

3 申請に係る病床数の補正において、第1項第1号の当該病床の利用者の数及び同号アからオまでに定める者の数並びに他の病床が確保されている放射線治療病室等の病床の数と見込まれるものの数は、当該申請に係る病院又は診療所の機能及び性格、当該病院又は診療所の

申請に係る病床と種別を同じくする既存の病床における実績，当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数とする。

（既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数）

第4条 法第7条の2第5項の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保健施設の入所定員数は，当該入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

（専属薬剤師の設置の基準）

第5条 法第18条の専属の薬剤師は，病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所に置かなければならない。

（病院の医師及び歯科医師以外の従業者の員数）

第6条 法第21条第1項第1号に規定する条例で定める病院の従業者の員数は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める員数とする。

(1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150で除して得た数と精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70で除して得た数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75で除して得た数とを合算した数（その数が1に満たないときは1とし，その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）

(2) 看護師及び准看護師 精神病床，結核病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除して得た数とを合算した数（その数が1に満たないときは1とし，その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）に，外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし，産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とし，歯科，矯正歯科，小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

(4) 栄養士 病床数100以上の病院にあつては，1

(5) 診療放射線技師，事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当数

(6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては，病院の実情に応じた適当数

2 前項の入院患者，外来患者及び取扱処方箋の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規開設又は再開の場合は，推定数による。

（病院の施設）

第7条 法第21条第1項第12号に規定する条例で定める病院の施設は，次に掲げる施設（第3号から第5号までに掲げる施設にあつては，療養病床を有する病院に限る。）とする。

(1) 消毒施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌又は消毒の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）

(2) 洗濯施設（法第15条の2の規定により寝具又は衣類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）

- (3) 談話室
- (4) 食堂
- (5) 浴室

2 前項各号（第2号を除く。）に掲げる施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- (1) 消毒施設 蒸気，ガス若しくは薬品を用い，又はその他の方法により，入院患者及び職員の被服，寝具等の消毒を行うことができるものであること。
- (2) 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (3) 食堂 内法による測定で，療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

（療養病床を有する診療所の医師及び歯科医師以外の従業者の員数）

第8条 法第21条第2項第1号に規定する条例で定める療養病床を有する診療所の従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適當数

2 第6条第2項の規定は、前項第1号及び第2号の入院患者の数について準用する。

（療養病床を有する診療所の施設）

第9条 法第21条第2項第3号に規定する条例で定める療養病床を有する診療所の施設は、談話室，食堂及び浴室とする。

2 第7条第2項（第1号を除く。）の規定は、前項の談話室，食堂及び浴室について準用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（介護老人保健施設の入所定員数に関する経過措置）

第2条 第3条第1項第3号及び第4条の規定にかかわらず、当分の間、介護老人保健施設（次項に規定する介護老人保健施設を除く。）の入所定員数は、既存の病床数として算定しない。

2 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年3月31日までに当該療養病床の転換（療養病床を廃止し，又はその数を減少させて介護老人保健施設の開設又は入所定員数の増加を行うことをいう。以下この項において同じ。）を行った介護老人保健施設の入所定員（療養病床の転換に係る部分に限る。）については、当該療養病床の転換後、県が法第30条



の4第1項の規定により最初に同条第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する事項を定めるまでの間に限り、第3条第1項第3号及び第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

（精神病床を有する病院の人員に関する経過措置）

第3条 精神病床を有する病院については、当分の間、第6条第1項第2号に定める看護師及び准看護師の員数のうち、精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）から減じた数を看護補助者とすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する病院であって、精神病床を有するものについては、この限りでない。

- (1) 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）
- (2) 100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を有する病院（特定機能病院を除く。）

（転換病床を有する病院の人員に関する経過措置）

第4条 精神病床（省令附則第51条に規定する精神病床に限る。以下この条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（省令附則第51条に規定する転換をいう。以下同じ。）を行おうとして、平成24年3月31日までに、省令附則第52条第1項の規定によりその旨を知事に届け出た場合における当該転換を行う病床（以下「転換病床」という。）を有する病院に置くべき看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数は、当該病院の転換が完了する日（平成30年3月31日以前の日に限る。）までは、第6条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数と転換病床に係る病室の入院患者の数を9で除して得た数と精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除して得た数とを合算して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- (2) 看護補助者 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を6で除して得

た数に、転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を9で除して得た数に2を乗じて得た数を加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）

（療養病床を有する病院の人員に関する経過措置）

第5条 療養病床を有する病院であって、平成24年4月1日において現に特定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定による指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（前条に規定する転換病床を有する病院であるものを除く。）をいう。以下同じ。）又は特定病院（看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数が第6条第1項第2号及び第3号に定める員数に満たない病院をいう。以下同じ。）であるものの開設者が、同年6月30日までに、省令附則第53条の規定により特定介護療養型医療施設又は特定病院であることを知事に届け出た場合における当該病院に置くべき看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数は、平成30年3月31日までは、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数と精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除して得た数とを合算して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

（療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置）

第6条 療養病床を有する診療所に置くべき看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数は、当分の間、第8条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師としなければならない。

（特定介護療養型医療施設である療養病床を有する診療所等に関する経過措置）

第7条 療養病床を有する診療所であって、平成24年4月1日において現に特定介護療養型医療施設又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数が第8条第1項第1号及び第2号に定める員数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、同年6月30日までに、省令附則第54条の規定により特定介護療養型医療施設又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における当該診療所に置くべき看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数は、平成30年3月31日までは、第8条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

第8条 療養病床を有する診療所であって、平成24年4月1日において現に特定介護療養型医療施設又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数が附則第6条に規定する員数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、同年6月30日までに、省令附則第55条の規定により特定介護療養型医療施設又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における当該診療所に置くべき看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数は、平成30年3月31日までは、附則第6条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師としなければならない。

（旧療養型病床群を有する病院の施設に関する経過措置）

第9条 平成13年3月1日前に医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第7条第1項に規定する開設の許可を受けた病院の建物（同日以後に新築されたもの又は増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）内に旧法第1条の5第3項に規定する療養型病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院のうち、第7条第1項第3号から第5号までに掲げる施設を有さないもの又は当該施設が同条第2項第2号から第4号までに定める基準に適合していないものについては、同条第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）及び第2項（第2号から第4号までに係る部分に限る。）の規定は、同日以後引き続き当該建物を病院として使用している場合に限り、適用しない。

（旧療養型病床群を有する診療所の施設に関する経過措置）

第10条 平成13年3月1日前に旧法第7条第1項に規定する開設の許可を受け、又は旧法第8条の規定による届出をした診療所の建物（同日以後に新築されたもの又は増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）内に旧療養型病床群に係る病床を有する診療所のうち、第9条第1項に規定する施設を有さないもの又は当該施設が同条第2項において準用する第7条第2項第2号から第4号までに定める基準に適合していないものについては、第9条第1項の規定及び同条第2項において準用する第7条第2項（第2号から第4号までに係る部分に限る。）の規定は、同日以後引き続き当該建物を診療所として使用している場合に限り、適用しない。

.....

鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県条例第58号

鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第11条）
- 第2章 救護施設（第12条－第21条）
- 第3章 更生施設（第22条－第27条）
- 第4章 授産施設（第28条－第33条）
- 第5章 宿所提供施設（第34条－第39条）
- 第6章 医療保護施設（第40条）
- 第7章 雑則（第41条）

## 附則

## 第1章 総則

## （趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、保護施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

## （用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

## （基本方針）

第3条 保護施設のうち、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）は、利用者（救護施設等を利用する要保護者をいう。以下同じ。）に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 救護施設等は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

## （構造設備の一般原則）

第4条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

## （設備の専用）

第5条 救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

## （職員）

第6条 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

2 救護施設等の職員は、常に自己研さんに励み、救護施設等の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

3 救護施設等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

## （職員の資格要件）

第7条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

## （秘密保持）

第8条 救護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 救護施設等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

## （苦情への対応）

第9条 救護施設等は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、その行った処遇に関し、法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 救護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

## （非常災害対策）

第10条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、施設の周辺の環境に応じて、火災、震災、風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立てておかななければならない。

2 救護施設等は、前項の具体的計画の概要を当該施設において利用者及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

3 救護施設等は、非常災害時における関係機関への通報のための体制及び当該関係機関との連携を確保するための体制を整備しなければならない。

4 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

## （帳簿の整備）

第11条 救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

## 第2章 救護施設

## （規模）

第12条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの

（以下「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

- 3 救護施設は、被保護者の数の当該救護施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね80パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第13条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項（第23条第3項において準用する場合を含む。）において同じ。）又は準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項（第23条第3項において準用する場合を含む。）において同じ。）でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、救護施設の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建ての建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

- 3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該救護施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 医務室
- (6) 調理室
- (7) 介護職員室
- (8) 食堂
- (9) 集会室
- (10) 浴室
- (11) 事務室

- (12) 宿直室
  - (13) 面接室
  - (14) 洗濯室又は洗濯場
  - (15) 汚物処理室
  - (16) 霊安室
- 4 前項第1号の居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。
- 5 第3項第1号から第7号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる基準
    - ア 地階に設けてはならないこと。
    - イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、3.3平方メートル以上とすること。
    - ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
    - エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
    - オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
  - (2) 静養室 次に掲げる基準
    - ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。
    - イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
    - ウ ア及びイに定めるもののほか、前号ア、ウ及びエに定めるところによること。
  - (3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
  - (4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用とを別に設けること。
  - (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
  - (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
  - (7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
  - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- （サテライト型施設の設備の基準）
- 第14条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。
- （職員の配置の基準）
- 第15条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 介護職員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、おおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

（居室の入所人員）

第16条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

（給食）

第17条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

（健康管理）

第18条 救護施設は、入所者に対し、その入所時及び毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

（衛生管理等）

第19条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（生活指導等）

第20条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、精神及び身体の機能を回復し、又は当該機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第21条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る給付金（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第16条の



2に規定する給付金をいう。以下同じ。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

### 第3章 更生施設

#### (規模)

第22条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数の当該更生施設における入所者の総数のうちに占める割合をおおむね80パーセント以上としなければならない。

#### (設備の基準)

第23条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 医務室
- (6) 調理室
- (7) 作業室又は作業場
- (8) 食堂
- (9) 集会室
- (10) 浴室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項第7号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第13条第1項、第2項、第5項第1号（オを除く。）及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。

#### (職員の配置の基準)

第24条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあつては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあつては6人に150人を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上とする。

（生活指導等）

第25条 更生施設は、入所者の勤労意欲を高めるとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第20条（第2項を除く。）の規定を準用する。

（作業指導）

第26条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

（準用）

第27条 第16条から第19条まで及び第21条の規定は、更生施設について準用する。

#### 第4章 授産施設

（規模）

第28条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数の当該授産施設における利用者の総数のうちに占める割合をおおむね50パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第29条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 作業室
- (2) 作業設備

- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 食堂
- (6) 事務室

2 前項第1号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 作業室 次に掲げる基準

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- (2) 便所 男子用と女子用とを別に設けること。

(職員の配置の基準)

第30条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 施設長
- (2) 作業指導員

(工賃の支払)

第31条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第32条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第33条 第19条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。この場合において、同条第1項中「入所者」とあるのは、「利用者」と読み替えるものとする。

## 第5章 宿所提供施設

(規模)

第34条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数の当該宿所提供施設における利用者の総数のうちに占める割合をおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第35条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該宿所提供施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室

- (2) 便所
- (3) 炊事設備
- (4) 事務室
- (5) 面接室

2 前項第3号の炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第13条第5項第1号（オを除く。）並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第36条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

（居室の利用世帯）

第37条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

（生活相談）

第38条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

（準用）

第39条 第19条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。この場合において、同条第1項中「入所者」とあるのは、「利用者」と読み替えるものとする。

#### 第6章 医療保護施設

（設備及び運営の基準）

第40条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に規定する設備及び運営に関する基準に従って、適切な運営を行わなければならない。

#### 第7章 雑則

（委任）

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県条例第59号

鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び売春防止法（昭和31年法律第118号）において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

（一般原則）

第4条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

（非常災害対策）

第5条 婦人保護施設は、施設の周辺の地域の環境に応じて、火災、震災、風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立てておかななければならない。

2 婦人保護施設は、前項の具体的計画の概要を当該施設において入所者及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

3 婦人保護施設は、非常災害時における関係機関への通報のための体制及び当該関係機関との連携を確保するための体制を整備しなければならない。

4 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（苦情への対応）

第6条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（帳簿の整備）

第7条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

（職員）

第8条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員その他施設の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

3 婦人保護施設の職員は、常に自己研さんに励み、婦人保護施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

4 婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（施設長の資格要件）

第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

（設備の基準）

第10条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、婦人保護施設の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建ての建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 居室

- 
- (2) 相談室
  - (3) 医務室
  - (4) 食堂
  - (5) 調理室
  - (6) 事務室
  - (7) 宿直室
  - (8) 集会室兼談話室
  - (9) 静養室
  - (10) 作業室
  - (11) 洗面所
  - (12) 浴室
  - (13) 便所
  - (14) 洗濯室
  - (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 4 前項第1号から第5号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる基準
    - ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。
    - イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。
    - ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。
  - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - (3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
  - (4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。
- 5 前各項に規定するもののほか、婦人保護施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - (2) 火気を使用する部分には、不燃材料を用いること。
- (居室の入所人員)
- 第11条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。
- (自立の支援等)
- 第12条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。
-

- 2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。
- 3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。
- 4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

（給食）

第13条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 3 栄養士を置かない婦人保護施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

（保健衛生）

第14条 婦人保護施設は、入所者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 婦人保護施設は、居室その他の入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第15条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る給付金（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第14条の2に規定する給付金をいう。以下同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

（秘密保持）

第16条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は



その家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（関係機関との連携）

第17条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉に関する事務所、警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子相談員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する婦人保護施設の建物（この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第10条第4項第1号アの規定の適用については、同号ア中「4.95平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

.....

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第60号**

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第51条」の次に「並びに食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項」を加え、「及び公衆衛生」を「、公衆衛生」に改め、「施設の基準」の次に「並びに食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準」を加える。

本則に次の1条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第4条 政令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準は、別表第4のとおりとする。

別表第1の3の項(6)中「ふきん」を「布巾」に改め、同表の7の項(1)エ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号」を「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号」に改め、同表の8の項(4)中「若しくは」を「（結核を除く。）」、「」に改め、「三類感染症」の次に「又は同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症」を加え、「同条第10項」を「同条第11項」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第4条関係）

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準

区 分	基 準
1 設備	(1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等 設けること。

	(2) 純水装置，定温乾燥器，ディープフリーザー，電気炉，ガスクロマトグラフ，分光光度計，高圧滅菌器，乾熱滅菌器，恒温培養器，嫌気培養装置，恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
2 職員の配置	検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

附 則

この条例は，平成25年1月1日から施行する。

.....

県道の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第61号

県道の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は，道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項及び第48条の3ただし書の規定に基づき，県道を新設し，又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準及び道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は，法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(車線等)

第3条 車道（次に掲げるものを除く。）は，車線により構成されるものとする。ただし，第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては，この限りでない。

- (1) 副道
- (2) 停車帯
- (3) 交差点
- (4) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (5) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- (6) 付加追越車線，登坂車線，屈折車線及び変速車線のすりつけ区間
- (7) 車線の数が増加し，若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ，計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値（自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低い第3種道路にあっては同欄に掲げる値に1.2を乗じた値，交差点の多い第4種道路にあっては同欄に掲げる値に0.8を乗じた値）以下である道路の車線（付加追越車線，登坂車

線，屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は，2とする。

区 分		地 形	設計基準交通量（単位 1日につき台）
第1種	第2級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	10,000
		山地部	9,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	6,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
		山地部	6,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き，2の倍数），第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし，当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ，次の表の1車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる値（交差点の多い第4種の道路については，同欄に掲げる値に0.6を乗じた値）に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区 分		地 形	1車線当たりの設計基準交通量（単位 1日につき台）
第1種	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000
	第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種	第1級		18,000
	第2級		17,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000

第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000

- 4 車線（登坂車線，屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は，道路の区分に応じ，次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とする。ただし，第1種第2級，第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては，交通の状況により必要がある場合においては，同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値，第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区 分		車線の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級		3.5
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第4級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第2種	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は，4メートルとする。ただし，当該普通道路の計画交通量が極めて少なく，かつ，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部<sup>きく</sup>を設ける場合においては，3メートルとすることができる。

（車線の分離等）

- 第4条 第1種又は第2種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は，往復の方向別に分離するものとする。車線の数<sup>きく</sup>が4以上であるその他の道路について，安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても，同様とする。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。
- 3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。
- 4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	4.5	2
	第3級	3	1.5
	第4級		
第2種	第1級	2.25	1.5
	第2級	1.75	1.25
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

- 5 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	0.75	0.25
	第3級	0.5	
	第4級		
第2種		0.5	0.25
第3種	第2級	0.25	
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0.25	
	第2級		

	第3級		
--	-----	--	--

7 分離帯には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第5条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とする。

（路肩）

第6条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分			車道の左側に設ける路肩の幅員（単位メートル）	
第1種	第2級	普通道路	2.5	1.75
		小型道路	1.25	
	第3級及び第4級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1	
第2種		普通道路	1.25	
		小型道路	1	
第3種	第2級から第4級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第5級		0.5	
第4種			0.5	

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車

の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）	
第2級及び第3級	普通道路	2.5	1.75
	小型道路	1.25	
第4級	普通道路	2.5	2
	小型道路	1.25	

- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とする。

区 分			車道の右側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）
第1種	第2級	普通道路	1.25
		小型道路	0.75
	第3級及び第4級	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第2種		普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第3種			0.5
第4種			0.5

- 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の道路にあつては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあつては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路にあつては0.5メートルまで縮小することができる。
- 6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。
- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 8 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあつては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		路肩に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	0.75	0.5

	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種	第1級	0.5	
	第2級		

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員は、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（停車帯）

第7条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

（軌道敷）

第8条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位 メートル）
単線	3
複線	6

（自転車道）

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）



第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第12条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（植樹帯）

第13条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、当該植樹帯を設ける道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して定めるものとする。

3 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

（設計速度）

第14条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第1種	第2級	100	80

	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60, 50又は40	30
	第4級	50, 40又は30	20
	第5級	40, 30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60, 50又は40	30
	第3級	50, 40又は30	20
	第4級	40, 30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

（車道の屈曲部）

第15条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第33条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

（曲線半径）

第16条 車道の曲線部の曲線半径は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

（曲線部の片勾配）

第17条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	最大片勾配（単位 パーセント）
第1種、第2種及び第3種	10
第4種	6

（曲線部の車線等の拡幅）

第18条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第19条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（視距等）

第20条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第21条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分		設計速度（単位 1時間 につきキロメートル）	縦断勾配（単位 パーセ ント）	
第1種、第2種 及び第3種	普通道路	100	3	6
		80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	100	4	6
		80	7	
		60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第4種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

（登坂車線）

第22条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートルであるものにあつては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとする。

（縦断曲線）

第23条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（単位メートル）
100	凸型曲線	6,500
	凹型曲線	3,000
80	凸型曲線	3,000
	凹型曲線	2,000
60	凸型曲線	1,400
	凹型曲線	1,000
50	凸型曲線	800
	凹型曲線	700
40	凸型曲線	450
	凹型曲線	450
30	凸型曲線	250
	凹型曲線	250
20	凸型曲線	100
	凹型曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（舗装）

第24条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第25条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第26条 合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
100	10
80	10.5
60	11.5
50	
40	
30	
20	

（排水施設）

第27条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第28条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とする。
- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第29条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不相当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。
- 3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、連結路を設けるものとする。
- 4 連結路については、第3条から第6条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条の規定並びに政令第12条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第30条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことがで

きる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 1時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ（単位 メートル）
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

（待避所）

第31条 第3種第5級の道路には、待避所を設けるものとする。

2 前項の規定により設置する待避所の長さ及び待避所の相互間の距離は、当該道路の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（交通安全施設）

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、次に掲げる施設を設けるものとする。

- (1) 横断歩道橋又は地下横断歩道
- (2) 柵
- (3) 照明施設
- (4) 視線誘導標
- (5) 緊急連絡施設
- (6) 駒止
- (7) 道路標識
- (8) 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- (9) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

（凸部、<sup>さく</sup>狭窄部等）

第33条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に<sup>さく</sup>狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所等に設ける交通島）

第34条 歩道又は自転車道等に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必



要に応じ、交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第35条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

（防護施設）

第36条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

（トンネル）

第37条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

（橋、高架の道路等）

第38条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋等は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全な構造とするものとする。

（附帯工事等の特例）

第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第3条から前条までの規定（第6条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条を除く。）並びに政令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（区分が変更される道路の特例）

第40条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該市町村道とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条、第4条第1項、第4項及び第6項、第6条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第7条第1項、第11条第1項及び第2項、第13条第1項、第14条第1項、第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第24条第3項、第28条第3

項、第31条並びに第33条の規定並びに政令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。この場合において、政令第12条中「第3種第5級」とあるのは、「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。

（小区間改築の場合の特例）

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第8条、第16条から第23条まで、第24条第3項及び第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第20条第1項、第22条第2項及び第24条第3項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第42条 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第40条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第12条を除く。）並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第43条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して定めるものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第40条まで及び第41条第1項の規定並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適

用しない。

（道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合）

第44条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該交差が一時的である場合
- (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

.....

県道に設ける道路標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県条例第62号

県道に設ける道路標識の寸法を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第45条第3項の規定に基づき、県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。以下これらを総称して「道路標識」という。）の寸法について定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）において使用する用語の例による。

（図示の標示板の寸法）

第3条 標識令別表第2（備考を除く。）の図（以下「別表第2図」という。）においてその寸法が示されている道路標識の標示板（以下「図示の標示板」という。）の寸法は、次項から第8項までに定めるところによる。

- 2 図示の標示板の寸法は、別表第2図に示されている寸法（その単位は、センチメートルとする。以下同じ。）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、自動車専用道路（法第48条の3に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものに限る。以下同じ。）に設ける案内標識であって、地名を表示するものについては、地名を表示する文字の字数の多少により、その標示板の前項の規定により定めた横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、自動車専用道路に設ける案内標識については、その標示板の寸法を前2項の規定により定めた寸法の3倍まで拡大することができる。

- 5 第2項の規定にかかわらず、自動車専用道路に設ける警戒標識については、その標示板の寸法を設計速度が60キロメートル毎時又は80キロメートル毎時の自動車専用道路に設ける場合にあつては同項の規定により定めた寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時の自動車専用道路に設ける場合にあつては同項の規定により定めた寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。
- 6 第2項の規定にかかわらず、自動車専用道路以外の道路に設ける案内標識に係る次の各号に掲げる寸法は、それぞれ当該各号に定める寸法に拡大することができる。
- (1) 駐車場を表示する案内標識であつて、標識令別表第2備考1（以下単に「備考1」という。）に規定する便所を表す記号を表示するものの標示板の横寸法 第2項の規定により定めた寸法の2.5倍までの寸法
  - (2) 道路の通称名を表示する案内標識の標示板の横寸法（標識令別表第2に示されている道路標識の番号（以下「標識番号」という。）が（119-C）のものにあつては、標示板の縦寸法） 表示する文字の字数により必要と認められる寸法
- 7 第2項及び前項の規定にかかわらず、自動車専用道路以外の道路に設ける案内標識又は警戒標識であつて、次の各号に掲げるものの標示板の寸法は、それぞれ当該各号に定める寸法に拡大し、又は縮小することができる。
- (1) 駐車場を表示する案内標識、都道府県道番号を表示する案内標識（標識番号が（118の2-A）のものに限る。）、総重量限度緩和指定道路を表示する案内標識、高さ限度緩和指定道路を表示する案内標識（標識番号が（118の4-A）又は（118の4-B）のものに限る。）及びまわり道を表示する案内標識（標識番号が（120-A）のものに限る。）並びに警戒標識であつて、道路の形状又は交通の状況により特別の必要があると認められるもの 第2項又は前項の規定により定めた寸法の1.3倍、1.6倍若しくは2倍の寸法又は3分の2若しくは2分の1の寸法
  - (2) 登坂車線を表示する案内標識、都道府県道番号を表示する案内標識（標識番号が（118の2-A）のものを除く。）及び道路の通称名を表示する案内標識であつて、道路の形状又は交通の状況により特別の必要があると認められるもの 第2項又は前項の規定により定めた寸法の1.5倍又は2倍の寸法
- 8 第2項の規定により定めた補助標識の標示板の寸法は、当該補助標識の附置される案内標識又は警戒標識の標示板の寸法について第3項から前項までの規定により拡大又は縮小をした場合にあつては、当該拡大又は縮小に係る比率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

（その他の標示板の寸法）

第4条 図示の標示板以外の道路標識の標示板の寸法は、前条第2項から第8項までの規定を踏まえて道路の形状、交通の状況等を勘案した適当な寸法とする。

（図示の文字等の寸法）

第5条 別表第2図においてその寸法が示されている道路標識の文字及び記号（以下「図示の

文字等」という。)の寸法は、次項及び第3項に定めるところによる。

- 2 図示の文字等の寸法は、別表第2図に示されている寸法とする。
- 3 前項の規定により定めた道路標識の文字又は記号の寸法は、当該道路標識の標示板の寸法について第3条第3項から第8項までの規定により拡大又は縮小をした場合にあっては、当該拡大又は縮小に係る比率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

(その他の文字等の寸法)

第6条 図示の文字等以外の道路標識の文字及び記号（以下「その他の文字等」という。）の寸法は、次項から第5項までに定めるところによる。

- 2 次の各号に掲げる文字の寸法は、それぞれ当該各号に定める寸法とする。
  - (1) 自動車専用道路以外の道路に設ける案内標識であって、入口の方向、入口の予告、方面、方向及び道路の通称名の予告又は方面、方向及び道路の通称名を表示するもの、著名地点を表示するもの（標識番号が（114-B）のものに限る。）、非常電話、待避所、非常駐車帯、駐車場、登坂車線、都道府県道番号又は総重量限度緩和指定道路を表示するもの、高さ限度緩和指定道路を表示するもの（標識番号が（118の4-A）又は（118の4-B）のものに限る。）並びに道路の通称名又はまわり道を表示するもの以外のものの文字 次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、それぞれ同表の右欄に定める寸法（ローマ字にあっては、その2分の1の寸法）。ただし、必要があると認められるときは、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

道路の設計速度（単位 キロメートル毎時）	寸法（単位 センチメートル）
80又は100	30
40, 50又は60	20
30以下	10

- (2) 方面、方向及び道路の通称名の予告又は方面、方向及び道路の通称名を表示する案内標識の文字 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める寸法
  - ア 矢印外の文字の寸法 前号に規定する寸法
  - イ 矢印中の文字の寸法 前号に規定する寸法の0.6倍の寸法
- (3) 著名地点を表示する案内標識（標識番号が（114-B）のものに限る。）の文字 10センチメートル
- 3 次の各号に掲げる記号の寸法は、それぞれ当該各号に定める寸法とする。
  - (1) 市町村、都府県、方面、方向及び距離、方面及び距離、方面及び車線、方面及び方向の予告、方面及び方向、方面、方向及び道路の通称名の予告、方面、方向及び道路の通称名、方面及び出口の予告、方面、車線及び出口の予告、方面及び出口又は著名地点を表示する案内標識の市町村章、県章又は公共施設等の形状等を表す記号 日本字の寸法の1.7倍以下の寸法
  - (2) 自動車専用道路以外の道路に設ける駐車場を表示する案内標識の備考1に規定する便所を表す記号 駐車場を表示する記号の寸法の0.7倍以下の寸法

4 前2項の規定により定めた道路標識の文字又は記号の寸法は、当該道路標識の標示板の寸法について第3条第3項から第8項までの規定により拡大又は縮小をした場合にあっては、当該拡大又は縮小に係る比率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

5 第2項及び第3項に規定するもの以外のその他の文字等の寸法は、前条第2項及び第2項から前項までの規定を踏まえて道路の形状、交通の状況等を勘案した適当な寸法とする。

（縁、縁線及び区分線の寸法）

第7条 道路標識の標示板の縁、縁線及び区分線の太さは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める寸法とする。

- (1) 自動車専用道路以外の道路に設ける案内標識であって、待避所若しくは駐車場を表示するもの又はまわり道を表示するもの（標識番号が（120-B）のものに限る。）の標示板の縁 9ミリメートル
- (2) 都道府県道番号を表示する案内標識（標識番号が（118の2-A）のものに限る。）、総重量限度緩和指定道路を表示する案内標識及び高さ限度緩和指定道路を表示する案内標識（標識番号が（118の4-A）又は（118の4-B）のものに限る。）の標示板の縁 16ミリメートル
- (3) 登坂車線を表示する案内標識の標示板の縁 10ミリメートル
- (4) 都道府県道番号を表示する案内標識（標識番号が（118の2-A）のものを除く。）及び道路の通称名を表示する案内標識の標示板の縁 8ミリメートル
- (5) 前各号に掲げるもの以外の案内標識であって、日本字が表示されているものの標示板の縁 日本字の寸法の20分の1以上の寸法
- (6) 日本字が表示されている案内標識の標示板の縁線及び区分線 日本字の寸法の20分の1以上の寸法
- (7) 警戒標識の標示板の縁及び縁線 12ミリメートル
- (8) 終わりを表示する補助標識（標識番号が（507-C）のものに限る。）の標示板の縁及び縁線 10ミリメートル
- (9) 前各号に掲げるもの以外の道路標識の標示板の縁、縁線及び区分線 前各号の規定を踏まえて道路の形状、交通の状況等を勘案した適当な寸法

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

.....

移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県条例第63号

移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 歩道等（第3条―第10条）

第3章 立体横断施設（第11条―第16条）

第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）

第5章 路面電車停留場等（第19条―第21条）

第6章 自動車駐車場（第22条―第32条）

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条―第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、特定道路を新設し、又は改築する場合における移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第4号及び第13号、道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条並びに移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）第2条に定めるところによる。

第2章 歩道等

（歩道）

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第4条 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上とし、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上とし、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その

他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書又は前項ただし書に規定する場合においては、2パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

- 2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第8条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。

- 2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端と車道等の部分との間には段を設けないものとし、縁端付近に視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 前項の歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

### 第3章 立体横断施設

（立体横断施設）

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

- 2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）



第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅及び内法奥行きは、1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。
- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行きは、1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

（傾斜路）

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

（エスカレーター）

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもので及び下り専用のものでそれぞれ設置すること。
- (2) 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

（通路）

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、

側面が壁面である場合においては、この限りでない。

（階段）

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

#### 第4章 乗合自動車停留所

（高さ）

第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

（ベンチ及び上屋）

第18条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 第5章 路面電車停留場等

（乗降場）

第19条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては2メートル以上とし、片側を使用するものにあつては1.5メートル以上とすること。
- (2) 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- (3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。

- (4) 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 乗降場は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- (7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

第20条 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (2) 横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第21条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

## 第6章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第22条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

- 2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。
- 3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。
  - (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
  - (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
  - (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第23条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。
  - (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
  - (2) 車両への乗降のために供する部分の有効幅及び有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第24条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(通路)

第25条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第26条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第27条 第13条の規定は、前条第1項ただし書の傾斜路について準用する。

(階段)

第28条 第16条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第29条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第25条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第30条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造と

するものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）又はこれらに類する小便器を1以上設けること。
- (4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 第25条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。
- (2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
- (5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
  - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
  - イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
- (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第32条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等  
(案内標識)

第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）

第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該視覚障害者誘導用ブロックの部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（休憩施設）

第35条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（照明施設）

第36条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。

3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化

を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、当該基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

.....

鹿児島県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県条例第64号

鹿児島県都市公園条例の一部を改正する条例

鹿児島県都市公園条例（昭和45年鹿児島県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を定める」の次に「とともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の規定に基づき、都市公園移動等円滑化基準について定める」を加え、同条の次に次の6条を加える。

（都市公園の設置基準）

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

（県民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第1条の3 県の区域内の都市公園の県民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の4 県が、主として運動の用に供することを目的とする都市公園又は一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合においては、それぞれその特質に応じて県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 県が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主



として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園等前項に規定する都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の設置基準）

第1条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

（公園施設の設置基準の特例）

第1条の6 県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）についての都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10（当該建築物が活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第12条第1項の降灰防除地域に存する建築物（同号に規定する建築物のうち休養施設、運動施設又は教養施設である建築物に限る。以下「降灰防除地域内建築物」という。）である場合は100分の20）を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 都市公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物（降灰防除地域内建築物を除く。）に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

（特定公園施設の設置基準）

第1条の7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準は、次に掲げるものとする。ただし、当該基準に適合させるための措置と同等以上に高齢者、障害者等（同法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が安全かつ快適に特定公園施設（同条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。）を利用できると知事が認める場合若しくは地形若しくは敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない事情により当該基準による特定公園施設の設置が困難であると知事が認める場合又は災害等のため一時使用する特定公園施設を設置する場合については、これによらないことができる。

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害

者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「移動等円滑化令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第1に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第2に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第3に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (4) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂は、別表第4に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）として別表第5に掲げる基準に適合するものを設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (7) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、別表第6に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場又は手洗場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。
- (9) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識は、別表第7に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (10) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板について準用する。
- (11) 前各号の規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第1号の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

第2条第1項の表以外の部分を次のように改める。

県は、次のとおり都市公園を設置する。

第11条第1項中「別表第1」を「別表第8」に改める。

第12条第1項第1号中「別表第2」を「別表第9」に改め、同項第2号中「別表第3」を「別表第10」に改め、同項第3号中「別表第4」を「別表第11」に改め、同項第4号中「別表第5」を「別表第12」に改める。

別表第5を別表第12とし、別表第1から別表第4までを7表ずつ繰り下げ、附則の次に次の7表を加える。

別表第1（第1条の7関係）

園路及び広場の設置基準

- 1 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - (2) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
  - (3) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、内法を90センチメートル以上とすること。
  - (4) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。
  - (5) (6)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (6) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、5の基準に適合する傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。
- 2 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - (2) 幅は、内法を180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、120センチメートル以上とすることができる。
  - (3) (4)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (4) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、5の基準に適合する傾斜路を併設すること。
  - (5) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
  - (6) 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合においては、途中で長さ180センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。
  - (7) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
  - (8) 園路に排水溝を設ける場合は、当該排水溝には、つえ及び車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。
- 3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - (2) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。
  - (3) 手すりが両側に設けられていること。
  - (4) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。

- (5) 階段の始終点及び高さ250センチメートル以内ごとに、踏幅120センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。
  - (6) 回り段がないこと。
  - (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
  - (8) 階段の両側には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 4 階段を設ける場合は、5の基準に適合する傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- 5 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (1) 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - (2) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
  - (3) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
  - (4) 横断勾配は、設けないこと。
  - (5) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
  - (6) 手すりが両側に設けられていること。
  - (7) 傾斜路の両側には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 6 高齢者、障害者等の危険防止のため必要な場所には、柵、移動等円滑化令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び移動等円滑化令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の危険防止のための設備が設けられていること。
- 7 第1条の7第2号から第8号までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

別表第2（第1条の7関係）

屋根付広場の設置基準

- 1 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
  - (2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

- (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、別表第1の5の基準に適合する傾斜路を併設すること。
- 2 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- 3 高齢者、障害者等の危険防止のため必要な箇所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の危険防止のための設備が設けられていること。

## 別表第3（第1条の7関係）

## 休憩所の設置基準

- 1 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
  - (2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、別表第1の5の基準に適合する傾斜路を併設すること。
  - (4) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
    - イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- 2 カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- 3 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- 4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第6の4から8までの基準に適合するものであること。
- 5 高齢者、障害者等の危険防止のため必要な箇所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の危険防止のための設備が設けられていること。

## 別表第4（第1条の7関係）

## 野外劇場及び野外音楽堂の設置基準

- 1 出入口は、別表第2の1の基準に適合するものであること。
- 2 出入口と3の車椅子使用者用観覧スペース及び4の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - (1) 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - (2) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、80センチメートル以上とすることができる。
  - (3) (4)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
  - (4) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、別表第1の5の基準に適合する傾斜路を併設すること。

- (5) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
  - (6) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
  - (7) 高齢者、障害者等の危険防止のため必要な箇所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の危険防止のための設備が設けられていること。
- 3 当該野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）が設けられていること。
- 4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、別表第6の4から8までの基準に適合するものであること。
- 5 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。
  - (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
  - (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

## 別表第5（第1条の7関係）

## 車椅子使用者用駐車施設の設置基準

- 1 駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設が設けられていること。
- 2 車椅子使用者用駐車施設は、別表第1の2の基準に適合する通路に接続する同表の1の基準に適合する出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路の長さができるだけ短くなる位置に設けられていること。
- 3 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 4 幅は、350センチメートル以上とすること。
- 5 車椅子使用者用駐車施設又はその付近の高齢者、障害者等が見やすい位置に、車椅子使用者用駐車施設である旨を表示する標識が設けられていること。
- 6 高齢者、障害者等の危険防止のため必要な箇所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の危険防止のための設備が設けられていること。

## 別表第6（第1条の7関係）

## 便所の設置基準

- 1 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 2 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられているこ

- と。
- 3 2の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- 4 便所のうち1以上は、1から3までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- 5 4の(1)の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
- イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、別表第1の5の基準に適合する傾斜路を併設すること。
- エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
- オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
- (イ) 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (3) 次に掲げる基準に適合する洗面器が1以上設けられていること。
- ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さに設けられ、かつ、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。
- イ 周囲に手すりが設けられていること。
- ウ 水洗器具は、レバー式、光感知式その他の操作が容易なものであること。
- エ 洗面器の上部に鏡を設ける場合においては、車椅子使用者の利用に配慮した高さとする。
- 6 4の(1)の便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (2) 人工肛門及び人工ぼうこうの保有者のための洗浄設備が設けられていること。
- (3) 非常用通報装置が設けられ、その旨が点字により表示されていること。
- (4) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
- (5) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
- (6) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。
- 7 5の(1)のア及びオ並びに(2)の規定は、6の便房について準用する。

8 5の(1)のアからウまで及びオ、(2)並びに(3)並びに6の(2)から(6)までの規定は、4の(2)の便所について準用する。この場合において、6の(4)中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

別表第7（第1条の7関係）

標識の設置基準

- 1 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- 2 当該標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

.....

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第65号

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第20号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の公布の日からこの条例の施行の日までの間に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第363号）第14条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）で定める基準に従って制定された市町村の条例（以下「市町村条例」という。）が施行された場合において、当該市町村条例の施行の日前に当該市町村の区域においてした行為に対する監督処分及び立入検査に関する規定並びに罰則の適用については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第66号

鹿児島県営住宅条例の一部を改正する条例

鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号）の一部を次のように改正する。

「第2章 県営住宅の設置（第3条）」を

目次中「第2章 県営住宅の設置（第3条）」を



## 第2章の2 県営住宅の整備基準（第3

に改める。  
条の2－第3条の17) 」

第3条第1項中「次項」を「以下この条から第3条の6まで」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 県営住宅の整備基準  
(整備基準)

第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する整備基準については、この章の定めるところによる。

(健全な地域社会の形成)

第3条の3 県営住宅は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第3条の4 県営住宅は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第3条の5 県営住宅の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第3条の6 県営住宅の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが高い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定しなければならない。

(敷地の安全等)

第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であると認められるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置しなければならない。

(住宅の基準)

第3条の9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置として規則で定めるものを講じなければならない。
- 3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置として規則で定めるものを講じなければならない。
- 4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置として規則で定めるものを講じなければならない。
- 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置として規則で定めるものを講じなければならない。

（住戸の基準）

第3条の10 県営住宅の1戸当たりの住戸専用面積（当該県営住宅（共同住宅である場合にあっては、共用部分（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第3条に規定する共用部分をいう。以下同じ。）以外の部分に限る。）の床面積をいう。以下同じ。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設けるときは、この限りでない。

- 2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保されると認められるときは、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- 3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置として規則で定めるものを講じなければならない。

（住戸内の各部）

第3条の11 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置として規則で定めるものを講じなければならない。

（共用部分）

第3条の12 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置として規則で定めるものを講じなければならない。

（附帯施設）

第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けなければならない。

- 2 前項の附帯施設を設けるときは、入居者の衛生、利便、良好な居住環境の確保等に支障が生じないように考慮しなければならない。

（児童遊園）

第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとしなければならない。

（集会所）

第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとしなければならない。

（広場及び緑地）

第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮した適切なものとしなければならない。

（通路）

第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的なものとなるように配置しなければならない。

2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けなければならない。

第6条第1項第1号ア中「政令第6条第4項に規定する」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める」に、「政令第6条第5項第1号に規定する金額」を「214,000円」に改め、同号イ中「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条第2項中「（当該県営住宅（共同住宅である場合にあつては、共用部分以外の部分に限る。）の床面積をいう。）」を削る。

第13条第1項中「（昭和26年建設省令第19号）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項本文の承認をしてはならない。

(1) 当該承認による同居後における入居者に係る収入が第6条第1項第1号に掲げる金額を超えるとき。

(2) 県営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるとき。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県防災会議条例及び鹿児島県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県条例第67号

鹿児島県防災会議条例及び鹿児島県災害対策本部条例の一部を改正する条例

（鹿児島県防災会議条例の一部改正）

第1条 鹿児島県防災会議条例（昭和37年鹿児島県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「第7号」を「第8号」に、「規定する」を「掲げる者をもつて充てる」に、「ところによる」を「者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする」に改め、同項各号中「規定する委員」を「掲げる者」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 法第15条第5項第8号に掲げる者 5人以内

第2条第2項中「前項第2号及び第3号」を「法第15条第5項第6号から第8号まで」に改め、「掲げる」の次に「者をもつて充てる」を加え、同項ただし書中「補欠委員」を「補欠の委員」に改め、同条第3項中「再任する」を「再任される」に改める。

(鹿児島県災害対策本部条例の一部改正)

第2条 鹿児島県災害対策本部条例（昭和37年鹿児島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条第8項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成25年8月31日までの間に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第5項第8号に掲げる者をもって充てる鹿児島県防災会議の委員の任期は、第1条の規定による改正後の鹿児島県防災会議条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

.....

鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第68号**

鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「額」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）から、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては差額相当額の2分の1に相当する額（その額が3,000円を超える場合にあっては、3,000円）を、同年4月1日以後にあっては平成25年4月1日から給料の支給日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加えた数に3,000円を乗じて得た額を減じた額（零を上回るものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成24年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県条例第69号

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「額）」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）から、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間にあつては差額相当額の2分の1に相当する額（その額が3,000円を超える場合にあつては、3,000円）を、同年4月1日以後にあつては平成25年4月1日から給料の支給日までの期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加えた数に3,000円を乗じて得た額を減じた額（零を上回るものに限る。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。